平成２２年（フ）第９９２号
熊本県宇土市走潟町553番地
債務者　白石　千春
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１８号
北海道滝川市扇町２丁目18番21号
債務者　今　　智幸
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
北海道滝川市扇町２丁目18番21号
債務者　今　　友見
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
北海道歌志内市字歌神71番地８
債務者　松田　都枝
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
北海道赤平市字豊里35番地
債務者　坂下　美穂
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３号
北海道滝川市西町８丁目６番17号
債務者　松山　敏雄
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２号
北海道二海郡八雲町熊石雲石町187番地
債務者　加藤　　静
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第１４９７号
仙台市若林区霞目２丁目24番13号　春駒荘西棟101
債務者　引地富士子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６６号
仙台市宮城野区蒲生字中通28番地の３
債務者　庄司　高広
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２０号
仙台市太白区西中田５丁目７番10―401号
債務者　安孫子あけみ
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２５号
宮城県多賀城市新田字北24番地の５　ＤＡＮロマンイサワＡ203
債務者　篠永　　健
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９９号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目29番地３サンコートひより台Ｃ202
債務者　千葉　智恵
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４９号
仙台市泉区歩坂町11番７号
債務者　過足　久美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７３号
宮城県名取市閖上１丁目５番37号
債務者　丹野ひさ子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
宮城県亘理郡亘理町吉田字流133番地48
債務者　門間　宗雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
宮城県亘理郡亘理町吉田字流133番地48
債務者　門間　京子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
宮城県石巻市伊原津２丁目10番13号、前住所宮城県石巻市塩富町１丁目５番25号
債務者　宮林　信男
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
宮城県気仙沼市茗荷沢239番地47
債務者　菅原　貞夫
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部